

第1章

計画の概要

1 計画見直しの趣旨

座間市では「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」という障がい者福祉の基本理念のもと、「完全参加と平等」の実現を目指し平成15年度から平成22年度を計画期間として、障害者基本法に基づき「座間市障害者計画」を策定し障がい者福祉施策を推進してきました。

さらに平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき「座間市障害福祉計画」を策定し障害福祉サービス等の提供体制の充実に努めてきました。

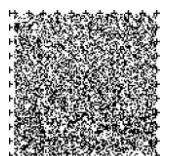
このような中、近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

国においては、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」の策定、障害者自立支援法の施行、発達障害者支援法の施行など、様々な制度改正が行われている中で、特に、障害者自立支援法に替わる新たな法律として「障害者総合支援法」の整備が進められ、共生社会の実現、保護の対象から権利の主体への転換、地域で自立した生活を営む権利など、平等性と公平性の確保が求められています。

また、地域における救急医療の問題や年金制度の問題など、社会保障・生活保障といった面で市民の不安がより一層増大しています。このことから、総合相談支援体制の確立など「公助」はもちろん、当事者グループや住民同士の理解・助けあい・支えあいなど、「自助」、「共助」との協働による、地域福祉の視点がますます重要になっています。

県においては、平成15年度に「かながわ障害者計画」が策定され、障がい者施策を総合的に推進しています。

本計画は、こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を同時に見直し一体的な計画として策定するものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」(第三期)に相当するものです。

「座間市障害者計画」は、国や県の障害者計画を基本とする計画であるとともに、「第四次座間市総合計画」の基本構想のもと、福祉の分野における部門別計画として策定されている「座間市福祉プラン」の個別計画です。

「座間市障害福祉計画」は、国が定める基本指針に即し、「座間市障害者計画」の生活支援の部分にあたる障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

両計画は、座間市地域福祉計画ほか保健・医療・福祉分野の計画及びそれ以外の関連分野の計画との整合性を図るよう努めました。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第11条) 長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした座間市総合計画の部門計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

【参考】

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者自立支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

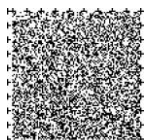
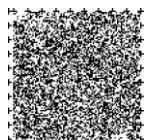
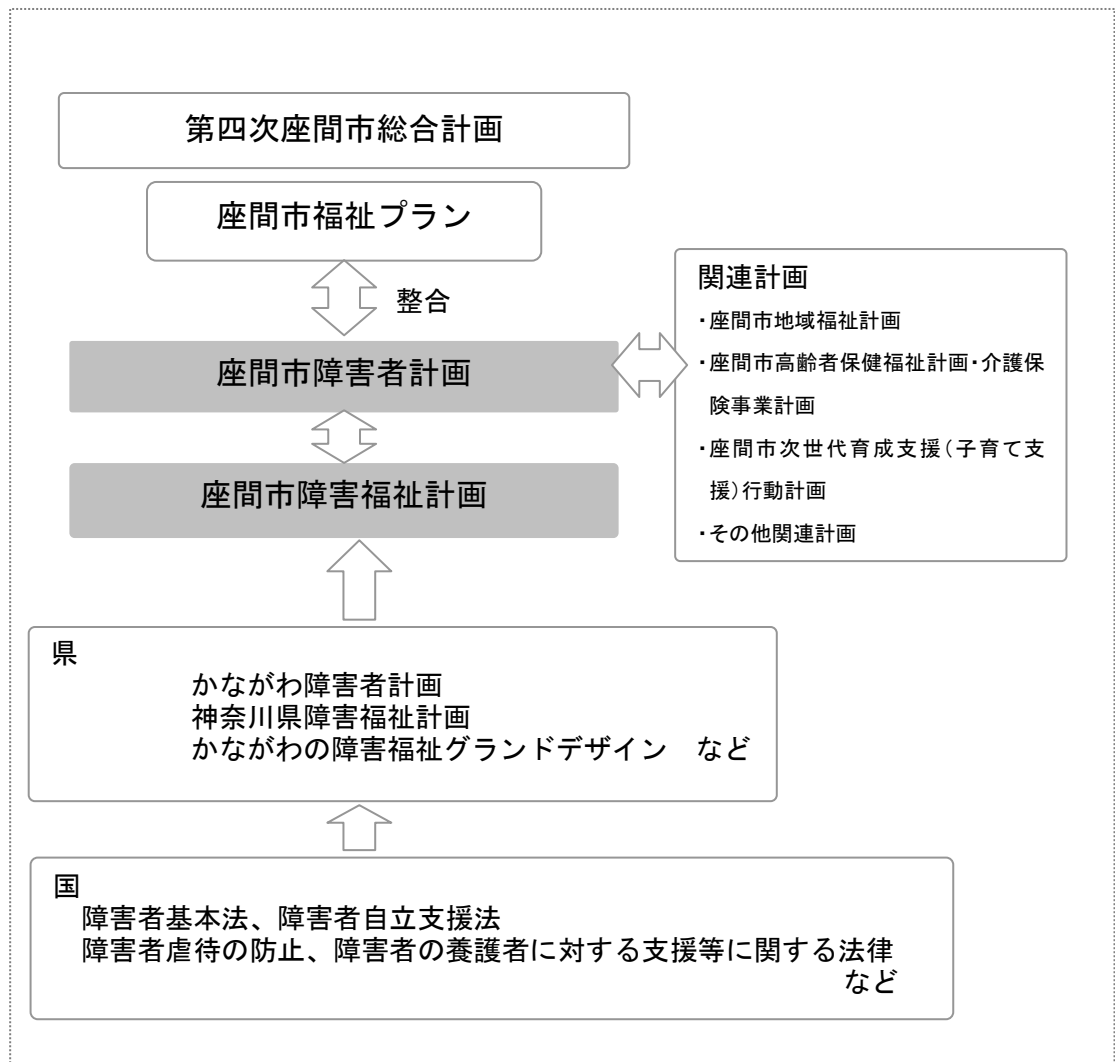


図 計画の位置づけ



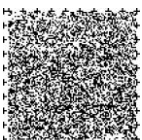
3 計画の期間

計画期間は、座間市障害者計画、座間市障害福祉計画ともに平成24年度から平成26年度までとします。

なお、障害者自立支援法が廃止となり、新たな法律、障害者総合支援法が施行される予定であるなど、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。

図表 計画の期間

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
		見直し			見直し			見直し			
座間市障害者計画 (H15~)											
			座間市障害者計画			座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第三期)			次期計画		
座間市障害福祉計画 (第一期)			座間市障害福祉計画 (第二期)								



4 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

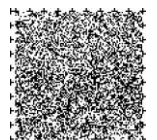
座間市では、平成10年度以降「座間市障害福祉計画」のなかで「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、国・県及び市民との協働で「完全参加と平等」の実現を基本理念とし施策を推進してきました。これらは、障がい者福祉の基本的な理念であり普遍的なものとして将来にわたり継承していきます。

そのうえで、将来の座間市が生きがいに満ち希望ある暮らしをつづけられるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、すべての人が互いに尊重しあい、地域社会の一員として支えあい、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現をめざすことを本計画の基本理念に定めます。

～ ともに生きる ～

認めあい、支えあいながら、自分らしく

生きる力を発揮できるまちをめざして



(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、必要なサービスや相談できる場所、生活の場所など制度や社会資源の充実に努め、障がい者が自ら生きる力を発揮しようとする意思に寄添った支援を行うとともに、ひとりひとりが自分自身の力を高め地域社会において自己実現を図れるよう、市民・団体・関係機関などと連携を深め、協働を図りながら社会全体で地域福祉の向上をめざします。

1. お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる。

すべての人の人権が尊重されるよう啓発活動を行うと共に、障がいに対する正しい理解や認識が深まるよう交流機会や情報提供の充実により心のバリアフリーを推進します。

2. 自分らしく生きる力を発揮できるまちをつくる。

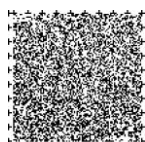
障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努め、家族も含めた利用者のニーズに応じた生活支援をめざします。

3. 支えあい、つながりあいながら自立できるまちをつくる。

ともに生きる社会の実現のため市民・団体・関係機関などとの連携や協働を推進するとともに、相談支援の充実やネットワークの構築に努め、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備をめざします。

4. 安心して暮らせるまちをつくる。

すべての人が快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備と、安全・安心な生活がおくれるよう防災や防犯体制の充実を図ります。



5 計画の体系

本計画の基本理念、基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

